

2 総報酬制に伴う収入の変化

ボーナス月に増えた社会保険料

平成 15年 4月から厚生年金保険と健康保険の保険料の支払い料率に変更になった。これら社会保険料の料率は、従来は毎月の給与が高く、ボーナス時は低かったが、4月以降は月給とボーナスに対して同じ保険料率が適用される「総報酬制」が導入された。このため年収に占めるボーナスの割合が高い人ほど負担が増加し、ボーナスの割合が低い人は負担が減少することとなった。

そこで、勤労者世帯の実収入及び可処分所得の対前年同月名目増減率を平成 14年 1月からみると、総報酬制の導入前の 15年 3月までは両方の動きがほぼ一致していた。しかし、4月以降は6月、7月及び12月のボーナス月は実収入に比べ可処分所得は低くなっており、逆にボーナス月以外の月では可処分所得が高くなっている(図 41)。

また、社会保険料の対前年同月名目増減率をみても、平成 15年 3月までは大きな増減は見られないが、4月以降は6月、7月及び12月のボーナス月は大幅な増加、ボーナス月以外の月では大幅な減少となっている。

さらに、年間収入五分位階級別の結果から、年間収入が多くボーナスの割合も比較的高い第 階級の社会保険料の名目増減率を勤労者世帯の平均と比べると、ボーナス月に負担が大きくなっている(図 42)。

図 41 実収入と可処分所得の対前年同月名目増減率の推移 (全国 勤労者世帯)

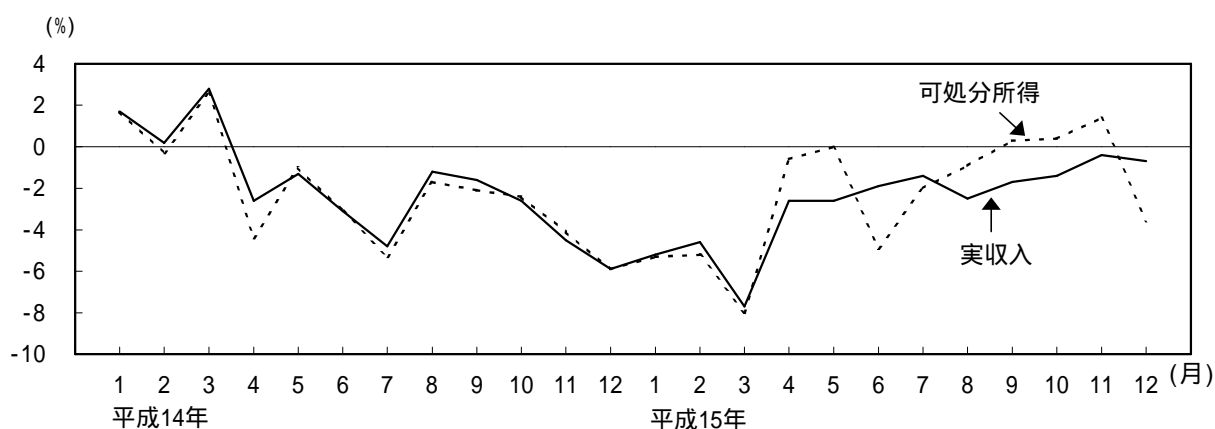
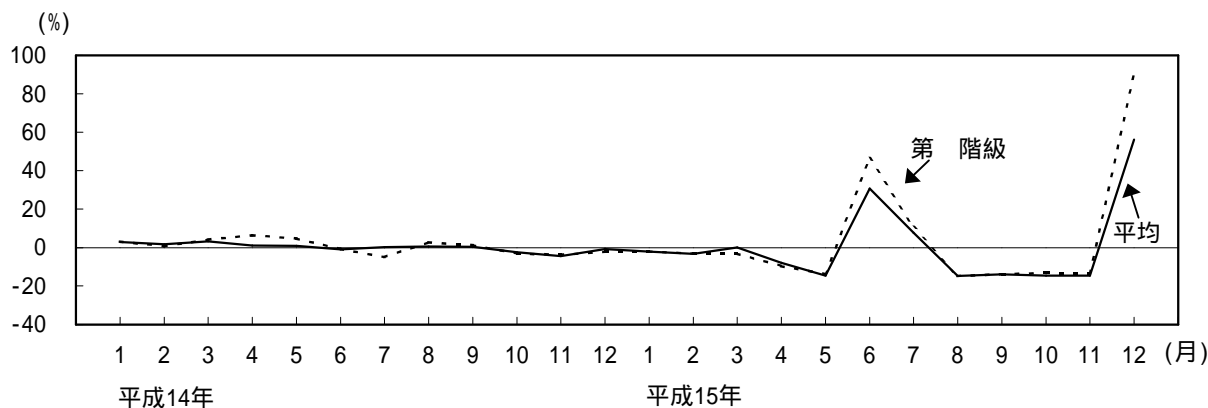


図 42 社会保険料の平均と年間収入五分位階級の第 階級の対前年同月名目増減率の推移 (全国 勤労者世帯)



なお、平成15年の社会保険料は1か月平均48,933円で、実収入に対する社会保険料の割合は9.3%となっている。これは、翌年3月までの毎月の社会保険料の減少分をボーナスで支払っていることであって、前年の9.0%に比べ0.3ポイント上昇した。さらに、年間収入五分位階級別に実収入に対する社会保険料の割合をみると、第1階級から第5階級までそれぞれ8.5%、9.2%、9.5%、9.6%、9.4%となり、前年に比べ第1階級は0.1ポイントの低下、第2階級から第5階級まではそれぞれ0.1ポイント、0.3ポイント、0.3ポイント、0.7ポイント上昇した(表19)。

表19 実収入に占める社会保険料の割合の推移(全国 勤労者世帯)

年次	社会保険料 (円)	実収入に対す る社会保険料 の割合(%)	対前年 ポイント差
昭和63年	30,923	6.4	-0.1
平成元年	31,780	6.4	0.0
2	35,820	6.9	0.5
3	37,357	6.8	-0.1
4	38,558	6.8	0.0
5	39,589	6.9	0.1
6	39,887	7.0	0.1
7	43,982	7.7	0.7
8	45,099	7.8	0.1
9	47,913	8.0	0.2
10	49,021	8.3	0.3
11	48,234	8.4	0.1
12	47,881	8.5	0.1
13	48,232	8.8	0.3
14	48,312	9.0	0.2
15	48,933	9.3	0.3
平成14年 第1階級	25,252	8.6	0.2
	36,541	9.1	0.2
	45,886	9.2	0.4
	58,586	9.3	0.2
	75,293	8.7	0.2
平成15年 第1階級	25,172	8.5	-0.1
	36,371	9.2	0.1
	46,287	9.5	0.3
	57,215	9.6	0.3
	79,621	9.4	0.7